

議案第76号

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

新居浜市事務分掌条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条 経済部の項第2号中「事項」を「事項（施設整備に関するものを除く。）」に改め、同条建設部の項に次の1号を加える。

（9）農業、林業及び水産業の施設整備に関する事項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や多様化する市民要望に即応した効率的な行政組織を編成するため、本案を提出する。